

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期
(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 アキレス株式会社

【英訳名】 Achilles Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中田 寛

【本店の所在の場所】 東京都新宿区大京町22番地の5

【電話番号】 03(3341)5111

【事務連絡者氏名】 執行役員経理本部長 藤澤 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新富一丁目12番10号

【電話番号】 03(5540)9867

【事務連絡者氏名】 経理本部副本部長兼経理部長 菊池 正直

【縦覧に供する場所】 アキレス株式会社関西支社
(大阪市西区西本町一丁目14番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第91期 第1四半期 連結累計期間		第92期 第1四半期 連結累計期間		第91期	
	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高 (百万円)		20,112		18,894		86,808
経常利益 (百万円)		373		604		2,757
四半期(当期)純利益 (百万円)		46		296		1,509
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		210		410		867
純資産額 (百万円)		38,639		39,558		39,715
総資産額 (百万円)		72,249		71,381		73,813
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		0.24		1.57		7.99
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		53.5		55.4		53.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第91期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は長引く円高・株安・原油高の傾向が続くなか、東日本大震災の影響も甚大であり、復旧が急がれ回復への道筋がようやく見えはじめたが、電力供給の問題や原材料と海外調達品の価格上昇など懸念すべき問題も多く、予断を許さない情勢で推移した。中国および新興国は高金利政策にもかかわらず引き続き景気拡大基調にあり、米国や欧州では緩やかな景気回復が続いた。

このような経済環境下、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高18,894百万円(前年同四半期比6.1%減)、営業利益497百万円(前年同四半期比85.2%増)、経常利益604百万円(前年同四半期比62.0%増)、四半期純利益296百万円(前年同四半期比544.1%増)となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

シューズ事業

長引く消費低迷による小売価格の低価格化と、東日本大震災に伴う生産活動の低下や消費マインドの悪化により、春物をはじめとして売上の不振が続き、前年売上を下回った。その中であって、「アキレス・ソルボ」は靴専門店、百貨店を中心に売場の構築を図ることができ、前年売上を上回った。ジュニアスポーツの「瞬足」は継続して幅広い支持を得ているが、消費低迷の影響を受け、前年売上を下回った。「スポルディング」は、ナショナルブランドの価格下落傾向が続く中、トーンングシューズをはじめとする、機能訴求商品を中心に拡販が図られ、前年売上を上回った。また、「スケッチャーズ」においても、健康・美容志向に照準を合わせたトーンングシューズのシェイプアップスを中心に拡販ができ、前年売上を上回った。

シューズ事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高4,640百万円(前年同四半期比4.7%減)、セグメント利益(営業利益)は348百万円(前年同四半期比72.9%増)となった。

プラスチック事業

車輦内装用資材は、震災後の部品供給不足問題による自動車メーカーの大幅な減産の影響を受け、前年売上を下回った。

フィルムの国内事業においては、一般分野や電子材料用が引き続き堅調に推移すると共に、節電のための省エネ部材として遮熱用、間仕切り用などが前年売上を上回った。また、農業資材も前年売上を上回った。北米事業では、主力の文具などの動きが低調で、医療用でカバーできず前年売上を下回った。

建築資材の床材は、仮設住宅などに向けたクッションフロアの需要増加により前年売上を上回った。しかし、壁材は戸建住宅の着工遅れの影響もあり前年売上を下回った。

引布商品は、テント、ジョイント、原反等が好調に推移し、前年売上を上回った。

プラスチック事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高7,982百万円(前年同四半期比10.8%減)、セグメント利益(営業利益)は322百万円(前年同四半期比35.9%増)となった。

産業資材事業

ウレタンは、長引く消費低迷の厳しい環境下に加え、車輻メーカーの減産の影響を受け前年売上を下回った。

断熱資材は、住宅エコポイントの好影響、震災の仮設住宅向け需要などにより好調に推移した。ボード製品は、戸建分野向け高断熱性能ボード「キューワンボード」の拡販により前年売上を上回った。また、鉄筋コンクリート造建築向けが主力のシステム製品、中間素材であるブロックを中心としたスチレン製品、畜産飼育施設用パネル製品についても前年売上を上回った。

静電気対策品は、震災の影響と電子部品メーカーの再編、電子部品の価格低下などにより前年売上を下回った。大型RIM成形品は、医療機器分野向けが好調で前年売上を上回った。

衝撃吸収材は、主力のインソールとサポーターが苦戦し前年売上を下回った。

産業資材事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高6,271百万円(前年同四半期比0.4%減)、セグメント利益(営業利益)は430百万円(前年同四半期比7.0%増)となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産は71,381百万円で前連結会計年度末に比較して2,432百万円減少した。

資産の部では、流動資産は43,881百万円となり前連結会計年度末に比較して2,942百万円減少した。これは主に、受取手形及び売掛金が2,928百万円減少したことによる。固定資産は27,499百万円となり前連結会計年度末に比較して510百万円増加した。これは主に、有形固定資産が555百万円増加したことによる。

負債の部では、流動負債は22,147百万円となり前連結会計年度末に比較して2,236百万円減少した。これは主に支払手形及び買掛金が1,207百万円、未払法人税等が739百万円減少したことによる。固定負債は9,675百万円となり前連結会計年度末に比較して38百万円減少した。

純資産の部は、前連結会計年度末に比較して156百万円減少の39,558百万円となった。これは主に、利益剰余金が270百万円減少し、為替換算調整勘定が122百万円増加したことによる。以上の結果、自己資本比率は55.4%となり前連結会計年度末に比べ1.6%好転した。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)、及び当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えている。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではない。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがある。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくない。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家に中・長期的に当社に投資を継続してもらうために、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施している。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値（製品、サービス、情報）の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念の下、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えていく会社になることを目指し、以下の重要課題に取り組んでいる。

イ．事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

ロ．研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

ハ．グローバル展開の加速

ニ．人材開発の継続とグローバル人材の育成

ホ．CSR(企業の社会的責任)に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してきた。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開している。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献している。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めている。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力している。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

イ．本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えている。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを一部改定の上、本プランとして更新した。

ロ．本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりである。

- (a) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象とする。
- (b) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置する。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重する。
- (c) 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求める。
- (d) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定する。
- (e) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をする。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催する。
- (f) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合がある。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合がある。
- (g) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとらない。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記(f)の対抗措置の発動を決定することができるものとした。
- (h) 本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっている。

本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが前記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足している。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。

ロ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、前記イ、「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランの更新は、株主の承認を条件としており、株主の意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、その更新について株主の意思を確認するため、議案として上程し審議可決された。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映される。

ニ．取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

ホ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能である。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は406百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,627,147	195,627,147	東京証券取引所 市 場第一部	単元株式 1,000株
計	195,627,147	195,627,147		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日		195,627		14,640		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,670,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 187,466,000	187,466	
単元未満株式	普通株式 1,491,147		
発行済株式総数	195,627,147		
総株主の議決権		187,466	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式60株が含まれている。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ア キレス株式会社	東京都新宿区大京町22-5	6,670,000		6,670,000	3.40
計		6,670,000		6,670,000	3.40

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,546	6,796
受取手形及び売掛金	26,585	23,656
商品及び製品	7,643	8,075
仕掛品	1,246	1,347
原材料及び貯蔵品	1,874	2,196
繰延税金資産	1,191	1,072
為替予約	53	-
その他	817	828
貸倒引当金	136	93
流動資産合計	46,823	43,881
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,580	7,877
機械装置及び運搬具（純額）	4,607	4,326
土地	5,307	5,308
建設仮勘定	555	1,116
その他（純額）	503	479
有形固定資産合計	18,554	19,109
無形固定資産	585	595
投資その他の資産		
投資有価証券	2,610	2,721
繰延税金資産	3,558	3,477
その他	1,769	1,681
貸倒引当金	88	85
投資その他の資産合計	7,849	7,794
固定資産合計	26,989	27,499
資産合計	73,813	71,381

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,024	12,817
短期借入金	2,269	2,278
未払金	3,743	3,877
未払法人税等	849	110
為替予約	-	32
P C B 廃棄物処理引当金	13	0
その他	3,483	3,030
流動負債合計	24,384	22,147
固定負債		
長期借入金	3,000	3,000
長期未払金	116	112
繰延税金負債	130	143
退職給付引当金	6,176	6,129
資産除去債務	210	209
P C B 廃棄物処理引当金	79	79
固定負債合計	9,713	9,675
負債合計	34,098	31,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	11,374	11,374
利益剰余金	15,609	15,339
自己株式	941	941
株主資本合計	40,683	40,412
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	325	368
繰延ヘッジ損益	32	19
為替換算調整勘定	1,325	1,202
その他の包括利益累計額合計	967	853
純資産合計	39,715	39,558
負債純資産合計	73,813	71,381

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	20,112	18,894
売上原価	15,900	14,688
売上総利益	4,211	4,205
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	1,137	1,072
広告宣伝費及び販売促進費	315	265
貸倒引当金繰入額	-	44
給料手当及び福利費	1,575	1,514
退職給付費用	133	135
旅費交通費及び通信費	177	157
減価償却費	47	48
その他	556	557
販売費及び一般管理費合計	3,943	3,708
営業利益	268	497
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	44	42
不動産賃貸料	13	13
持分法による投資利益	7	12
為替差益	-	10
その他	66	41
営業外収益合計	135	124
営業外費用		
支払利息	25	11
為替差損	3	-
その他	2	5
営業外費用合計	31	16
経常利益	373	604
特別利益		
固定資産売却益	2	1
投資有価証券売却益	-	0
貸倒引当金戻入額	108	-
国庫補助金	0	2
特別利益合計	111	3
特別損失		
固定資産除却損	14	9
投資有価証券評価損	0	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	198	-
特別損失合計	213	12
税金等調整前四半期純利益	271	596
法人税、住民税及び事業税	100	85
法人税等調整額	125	214
法人税等合計	225	299
少数株主損益調整前四半期純利益	46	296
四半期純利益	46	296

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	46	296
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	122	42
繰延ヘッジ損益	186	51
為替換算調整勘定	46	108
持分法適用会社に対する持分相当額	5	13
その他の包括利益合計	256	114
四半期包括利益	210	410
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	210	410
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	704百万円	652百万円
のれんの償却額	8百万円	8百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	566百万円	3円	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	566百万円	3円	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	4,869	8,947	6,295	20,112		20,112
セグメント間の内部 売上高又は振替高		43	201	245	245	
計	4,869	8,990	6,497	20,357	245	20,112
セグメント利益	201	237	402	842	573	268

(注)1. セグメント利益の調整額 573百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	4,640	7,982	6,271	18,894		18,894
セグメント間の内部 売上高又は振替高		52	101	154	154	
計	4,640	8,034	6,373	19,048	154	18,894
セグメント利益	348	322	430	1,102	605	497

(注)1. セグメント利益の調整額 605百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円24銭	1円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	46	296
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	46	296
普通株式の期中平均株式数(千株)	188,974	188,956

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 5日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 原 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキレス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。